

1 令和5年度学校経営の全体構想

(1) 学校教育の基調

公教育の立場から、日本国憲法、教育基本法及び学校教育法、その他の関係法規の精神を基調に、文部科学省、県教育委員会、北薩教育事務所、町教育委員会の教育施策に則り、21世紀の学校教育の在り方を究明しながら、地域、学校の164年の歴史と伝統を継承するとともに、児童の実態に即して教育活動を展開する。

具体的には、「生きる力」即ち、予測不能な変化に対応して柔軟に対応できるための「やり抜く力」や、豊かな人間性（認め合う心、励まし合う心、助け合う心）を育むために、「主体的・対話的で深い学び」を实践し、「生きて働く知識・理解」「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力」「学びを人生や社会に活かそうとする学びに向かう力や人間性」を育成し、「**盈進の児童が光に**」になれるように教育的風土を生かした特色ある学校づくりに努める。

〔 教育行政の方針等 〕

- 1 学習指導要領
- 2 鹿児島県教育振興基本計画、鹿児島県教育行政の基本方針・施策、北薩教育事務所の基本方針と施策
- 3 さつま町教育振興基本計画、さつま町教育行政の基本方針と施策

(2) 学校経営の方針

ア 安全指導と生徒指導

安全安心な環境づくりと危険を予知し行動できるようにするとともに、児童と教師の信頼関係及び児童相互の好ましい人間関係を育て、命を大切にする児童の育成に努める。  
〔安全指導の充実、生徒指導の充実〕

イ 道徳・特別支援・人権同和教育、個に応じた指導

よりよく生きるための道徳性を養い、特別支援教育の充実に努め、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることのできる人権感覚を高め、豊かな心をもった児童の育成に努める。  
〔「特別教科道徳」の更なる充実、特別支援教育の充実、人権同和教育の充実、「み・は・た」（認め合う心、励まし合う心、助け合う心）の三つの心の育成〕

ウ 学習指導

「生きて働く知識・技能の習得」、「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成」、「学びを人生や社会に活かそうとする学びに向かう力・人間性の涵養」を培うために日々の授業で「主体的・対話的で深い学び」を实践する。  
〔言語能力の確実な育成、理数教育の充実、外国語教育の充実、プログラミング教育への対応、移行措置への確実な対応〕

エ 保健体育指導

状況に応じた感染症対策及び、たくましく生きるために健康の保持増進と体力の向上を図る。  
〔保健指導の充実、体育指導の充実〕

オ 家庭・地域・郷土教育、特色ある指導

創立165周年の輝かしい歴史と伝統を重んじ、学校と家庭・地域社会及び教育関係諸機関との連携を密にして、郷土の特色を生かした創造的な教育活動を展開する。  
〔伝統や文化に関する教育の充実、体験活動の充実〕

(3) 経営理念

公教育の理念に立ち、教職員一人一人の創造性・知恵（個性）が生かされ、保護者、地域社会との連携のもとに、児童一人一人の思いや願いの実現を支援する学校経営。

盈して進む

やり抜く力を育てる

予想不可能な変化に柔軟に対応でき、一つ一つ確実に物事を進め、最後まで諦めない力

豊かな人間性を育てる

認め合う心・励まし合う心、助け合う心  
〔み・は・たの心〕を育てる

人権教育を基盤に据えた学校づくり

